

令和 7 年度 住宅金融支援機構

適合証明技術者登録及びオンライン講習会のご案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット 35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催 共催 （一社）新潟県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
協力 独立行政法人 住宅金融支援機構

■ 適合証明技術者として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、登録を希望する方で既存住宅状況調査技術者資格を有する方。

- ※1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。
- ※2 すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数3以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第3条の2及び第3条の3に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。
- ※3 「住宅金融支援機構 フラット 35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：<https://www.kyj.jp>）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX 等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。

■ 受付期間・受講期間

- ◎ 受付期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 令和 7 年 10 月 24 日（金）
- 第 1 期 申込締切：令和 7 年 9 月 8 日（月）
受講期間：令和 7 年 9 月 24 日（水）～ 10 月 7 日（火）
- 第 2 期 申込締切：令和 7 年 10 月 24 日（金）
受講期間：令和 7 年 11 月 12 日（水）～ 11 月 25 日（火）

■ 登録に関する経費

「既存住宅状況調査技術者」の有効期限により登録期間が異なります。

登録期間	登録料	受講料 テキスト代含む	合計
1 年間（有効期限が 2027 年 3 月 31 日の方）	6,650 円	15,400 円 テキスト代含む	22,050 円（消費税額等 2,005 円）
2 年間（有効期限が 2028 年 3 月 31 日の方）	13,300 円		28,700 円（消費税額等 2,609 円）
3 年間（有効期限が 2029 年 3 月 31 日の方）	19,950 円		35,350 円（消費税額等 3,214 円）
		11,000 円 テキスト無し	30,950 円（消費税額等 2,814 円）

※令和 5 年度に登録期間 2 年で登録した適合証明技術者（登録番号「06〇〇〇〇〇2」）と、

令和 6 年度に登録期間 1 年で登録した適合証明技術者（登録番号「07〇〇〇〇〇1」）のみテキストの要・不要の選択可。

■ 振込先口座

第四北越銀行白山支店 普通預金No.1 5 5 4 7 3 3 一般社団法人 新潟県建築士事務所協会

■ 登録申請・オンライン講習受講に必要な書類等

- ① [登録申請書](#)
- ② [適合証明業務に関する確認書](#) ※A3サイズで出力し提出してください。
- ③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
- ⑤ 2026年4月1日以降有効な既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し
※申請時に 2026年4月1日以降有効な資格を有さない場合、資格取得後の上記書類を2026年2月
末までにご提出ください。書類を確認できない場合、「適合証明技術者登録証明書」を交付できません。
- ⑥ 登録予定建築士の写真2枚（1枚は登録申請書貼付用、もう1枚は受講票貼付用／オンライン講習受講希望者は登録申請書貼付用の1枚のみ／無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦3.0cm、横2.4cm）で、6カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）
- ⑦ 運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、氏名と写真が確認できる書類の写し
- ⑧ [受講申込書](#)
※ ①、②、⑧の書式及び[登録規程](#)は協会HP <http://www.niaaf.or.jp> よりダウンロードしてください。
※:適合証明業務を実施する際には、[登録規程](#)を遵守する必要があります。よくご確認ください。

■ 登録証明書の交付

「適合証明技術者登録証明書」は、登録申請手続きと講習を受講された方へ登録機関事務局から2026年3月中旬以降、技術者宛てに簡易書留で郵送します。

■ その他

- ・ 適合証明業務開始日、適合証明業務システム利用開始日は、2026年4月1日です。
- ・ 登録証明書交付前に登録情報が変更になった場合は、登録窓口でお手続きください（建築士法第23条の3による建築士事務所についての更新の登録を受けた場合も同様です）。
- ・ 2026年4月1日以降に登録情報が変更になった場合は、速やかに登録窓口に変更届を提出してください。なお、変更届提出後、新たな登録証明書を発行するまで最長1カ月程度かかる場合があります。

■ 申請受付窓口（書類郵送先）

〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614 白山ビル 6 階 （一社）新潟県建築士事務所協会 宛

適合証明技術者登録及び講習会について詳しくは、
フラット 35(中古住宅)等適合証明技術者支援情報HP <https://www.kyj.jp> をご覧ください。



（一社）新潟県建築士事務所協会

〒951-8131新潟市中央区白山浦1-614白山ビル6F ☎025-265-4748／FAX025-231-6553